

## 英国の法人故殺罪と企業事故の抑制

沼野輝彦

### 一 「現代」と法人組織体

(一) 私達が生活しているこの時代は、「現代」と呼ばれて近代の中でも一期を画している。そして少なくとも先進国と分類される地域に限ってではあるが、科学技術の発達や情報化の進捗を基軸として物質的にはかつて経験されたことのない豊かな日常生活が実現されて、それこそがこの「現代」の顕著な特徴の一つだといわれている。

しかし「現代」やその社会は、ただそれだけの明るい面のみで表現され尽くされるものではむろんない。豊かなさの一方では、苦悩・困窮・あるいは暴力など人類に伝統的なマイナス要素が顕在する場所を喪失し、かえって潜在性を強める傾向を示している。社会の態様からこれを見れば、豊かな日常生活の根底に科学技術の副産物ともいえる生命や身体など基本的な法益に対する侵害の危険が潜んでいて、人々はそれが現実のもの、つまり実害

となるという絶え間ない不安から解放されないまま生活を営むという一種の「危険社会」であり、豊かさとともに潜在的「危険」をも併せ持つ社会でもある。これが「現代」の私達の社会の実相なのである。

(二) そして「現代」の社会には、もう一つの特徴がある。企業組織体の存在である。そこには法人格を有する膨大な数の企業組織体が活動し、制度的・経済的構造を支える不可欠・枢要な役割を果たしていることは、改めて指摘するまでもないことであるが、それに止まらず、企業組織体はそのありかた自体や活動を通じて人の生命や身体に対する侵害事故を生み出す素地をも提供し、加害の可能性を秘めた「危険」を社会にもたらしてもいる。前記のように「現代」が「危険社会」と認識されるカギともなる「危険」の一つは、豊かさを社会に与えるこの企業組織体の組織や活動自体が社会に及ぼしている、実害発生の可能性そのものなのである。

つまり「現代」において「豊かさ」と「危険」は、企業組織体をいわば紐帯として一体化され、一枚のコインの両面のごとくそこに存在しているということになる。

## 二 わが国における法益侵害

(一) ところでその「危険」の発現形態である企業組織体の活動に伴う人の生命・身体に対する法益侵現象は、さまざまな形をとる。構造的な欠陥に起因して広範囲かつ継続的に多数の犠牲者を出す環境汚染型の公害事件もあれば、食品事故・鉄道・航空機事故やホテル・デパート火災など、被害は集約的であり原因も一過性の過失に帰着するというものまで、その種類は多岐にわたる。近年のこれらの例を挙げると次のようになろう。

まず大規模な環境汚染型公害事件の例では、アセトアルデヒド合成過程で副生したメチル水銀を含有した工場

排水を永年にわたり排出して水系を汚染し、その魚介類を摂食した多数の住民に聴力・視力・言語障害・運動失調・精神症状など重大な健康被害を惹き起した熊本、新潟両水俣病事件（一九六八年公害病認定。認定申請者約一万三千名、認定患者約三千名）がある。また同種の環境汚染型の公害としては、鉾山の排水を不用意に排出してそれに含有されていたカドミウムにより神通川水系を永年にわたり汚染し、多数の地域住民に重篤な腎臓障害・骨軟化症など特徴的な重金属中毒を発症させた「イタイイタイ病」事件（一九七三年現在、認定患者一二五名、死亡者うち四四名）や、四日市市の石油コンビナートの化学工場数社が排出した煤煙により生じた大気汚染を原因として、地域住民に喘息性気管支炎など呼吸器疾患を惹き起し五〇名以上を死亡させた四日市喘息事件がある。

(二) 食品・薬品公害型の事件としては、森永乳業砒素ミルク中毒事件がある。ドライミルクの製造工場で、吸収を高める安定剤としてミルクに第二リン酸ソーダを添加していたが、その安定剤の類似品で砒素を大量に含む工業用洗剤が誤って工場に納入され、それを気づかないままドライミルクに添加して出荷したため、製品を飲用した乳児一万二千名を砒素中毒に罹患させ、うち一三八名を死亡させた事件である（一九五五年）。問題のミルクを製造した工場の工場長及び製造課長が業務上過失致死傷罪で起訴されたが、結局、製造課長のみが有罪（禁錮三年の実刑）とされた。また、一九五〇年後半、西ドイツ（当時）の製薬会社であるグリユネンター社によって開発された睡眠薬サリドマイドが妊娠初期の妊婦が服用した場合にアザラシ肢症奇形児を出生させるという副作用を有しているにもかかわらず、それを十分に確認することなく習慣性のない優れた睡眠薬であるとして、世界各国の製薬会社が販売し（発売を許可しなかったアメリカ合衆国を除く）各地で数多くの胎児傷害を発生させたサリドマイド薬禍事件がある。

(三) さらに大規模なホテル火災で多くの死傷者を出した例として、防火扉や非常階段などの施設が不十分で、消防署の勧告にもかかわらず改善されないままになっており、従業員の消防訓練もなされておらず、また実際の火災発生の際に作動した火災報知器の警報を従業員が「テストである」と館内放送するなど致命的なミスを犯したことも重なって、ホテル宿泊客四二名を焼死させるに至った川治温泉プリンスホテル火災事件(一九八〇年。同ホテル専務及び社長が業務上過失致死傷罪で起訴され、いずれも有罪が確定)や、この事件の二年後である一九八二年二月に東京都赤阪で発生したホテル・ニュージャパン火災事件がある。後者は一〇階建てホテルが宿泊客の煙草の不始末から火災になり、宿泊客三二名が死亡したほか二九名が負傷した事件であるが、この事件の公判では、経営者が利潤を追求する余り、消防当局の再三の指摘を無視して建物にスプリンクラーその他の消火・防火設備を完備せず、また設置された防火扉にも不備不具合が多く、従業員に対する防災訓練・教育も実施していなかったことがこのような大きな被害を生んだものと判断され、経営の最高責任者であった社長が業務上過失致死傷罪で有罪とされ禁錮三年に処せられている。

(四) また、鉄道や航空機などによる大量・高速輸送サービス業務に関する事件としては、一九九一年五月、鉄道会社の安全管理体制の不備を原因として、JR西日本鉄道と信楽高原鉄道の列車が正面衝突し、乗客四二名が死亡、六一四名が傷害を負った信楽高原列車衝突事件や、一九八五年八月、ジャンボジェット機が飛行中、後部隔壁の修理ミスに起因する金属疲労により機体損傷を生じさせ操縦不能に陥って墜落し、乗客・乗務員合わせて五二〇名が死亡した日航ジャンボジェット御巢鷹山墜落事件がある。

(五) 製造物等の欠陥に関する事件としては、三菱自動車が、製造トラックの欠陥およびリコールを一九九六年

ころから約八年の長期間にわたり隠蔽し（道路運送車両法違反・虚偽報告）、その車両欠陥に起因して二〇〇二年一月に横浜市内でトラック車輪がハブの破損により脱落、歩行者にあたって死傷事故を起こし、また、同一〇月には山口県でトラックのクラッチ不具合による衝突事故を発生させ運転手を死亡させた事件（これらの死傷事件に関しては、会社の副社長、部長等が業務上過失致死傷罪で起訴されている）や、一八八五年から二〇〇五年までパロマ工業が製造販売した瞬間ガス湯沸し器に欠陥があり、これまでに三〇件に近い一酸化中毒事故を起こして二一名を死亡させていた事件がある。

### 三 英米諸国における状況

(一) 企業組織体による事故や違法行為、あるいはそれによる人身への侵害は、もちろんわが国にかぎったことではない。資本主義の先進国である欧米諸国において、このような現象は、わが国におけるよりもはるかに早く、すくなくとも前世紀のはじめころから次第に顕著になりつつあったといってもよい。アメリカ合衆国の一九八〇第九六議会上院報告は、法人企業の事業活動に起因して毎年約二千万人の国民が何らかの被害を蒙り、うち三万人が死亡、十一万人が重大で治癒不能の障害や疾病を負っていると指摘しているほどである。

(二) たとえば交通機関は、欧米においてとくに先駆けて発達した部門であるが、信楽高原列車衝突事件や日航ジャンボジェット御巢鷹山墜落事故など大規模交通関係企業災害の原型ともいえる事件が、これらの国ではすでに前世紀初頭から発生を見ている。一つの例は、一九〇四年六月にアメリカのニューヨークで発生した大規模な汽船の火災事故である。これは、イーストリヴァーを航行していた General Slocum 号という汽船の事故である

が、乗客九百名が焼死ないし溺死する大惨事となった。事故後の調査の結果、同船の救命具や防火設備がまったく役に立たない欠陥品であり、また消火ポンプが装備されていなかったほか、普段から火災の際等非常時に備えて乗務員の訓練していなかったため、事故の際に救命ボートを下ろすこともされず、このような大量の犠牲者を生ずるに至ったことが判明した。汽船を運航していた法人企業の管理上の甚だしい不注意が重大な結果を引き起こしたわけで、その後の時代に度々発生するこの種の事故の特徴をよく備えている。なお、この事件では、汽船会社の管理上の過失、つまり、汽船に適切な消火・救命器具を備え付けておかなかったという点が問題とされ、同社自身が故殺罪で起訴され有罪とされているが、この法人処罰の点でも、前例として記録にとどめられるべき位置を占めるものであった (United States v. Vanshaick et al 134 F. 592 [1904])。

(三) また鉄道事故としては、一九九七年ロンドン近郊で、スワンシーからロンドンに向かっていた列車が衝突し、乗客七名が死亡する事故があった。この事故の直接的原因は、列車運転士が終点のパデントン駅到着もすぐという時点で自分の荷物を整理していて前方を注視していなかったという重大な不注意にあったが、一方、鉄道を運営している会社についても、設置が義務付けられている自動警報装置の使用方法を運転士に指導したことがなく(この事故の運転士も、使い方が分からずに当日も装置を切ったまま運行していた)、また、かねて運転士らに対し、安全に関する装置が稼働しなくとも時間どおり列車を運行することを奨励していたなどの事実が指摘されており、この事故の発生に関して責任の一端を負う十分の理由があると考えられる事情があった。

#### 四 英国における法人故殺罪の誕生

(一) 国や法制の如何を問わず、企業組織体の活動によりこのような生命や健康被害を伴う事故が発生した場合、その刑事法上の責任を組織体に負わせることが常に問題とされることは言うまでもない。そして、この問題についての消極的見解も、皆無ではない。

なぜならば、企業組織体は法人化され、法人はそれ自体に頭脳や身体を持つものではないから、その活動はすべて組織の中にくりこまれた自然人の働きに依存しており、法人企業の活動に伴って右のような事故が発生した場合でも、当然それらは具体的な自然人（役員や従業員）の行為を原因とするものであるから、その刑事法上の責任については、すべてこれら自然人に帰着させることができるし、またそれをもって足りると考えることが可能で、それ以上に法人を処罰する必要はないとも考えられるからである。民事法と異なり、倫理色の強い刑法において報償責任的な考え方は馴染まないし、法人を処罰の対象にするまでもなく、事故や違法行為に関係した個人を処罰することで再犯防止という刑罰の目的は一応達成できる。

また、法人企業には、たとえば最も例の多い株式会社の場合でいえば、一般株主や取引先、債権者、あるいはその法人企業に勤務することで生活を維持している事故とは無関係の従業者など、問題となつている犯罪にはまったく責任がないにもかかわらず、法人企業が処罰されることで重大な影響を蒙る立場にある多くの利害関係者の存在するのが通常であり、法人自体の処罰は、これら責任のない利害関係者を間接的に処罰する結果になるおそれもある。

(二) これに対して英国では、二〇〇七年七月、法人を含む組織体を対象として故殺罪の成立を認める「法人故殺法」(Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Act 2007)が立法されて法人故殺罪という新しい犯罪が誕生し、この問題について立法的に新たな一步を踏み出すに至った。<sup>(注)</sup> その法人故殺罪の成立要件などのあらまは次のとおりである。

(1) 犯罪の主体―(以下組織体という)

法人 政府省庁ないし組織 警察組織 雇用者としての組合

雇用者としての労働組合と使用者団体

(2) 犯罪の成立要件

組織体は、その活動の遂行もしくは管理の態様に起因して

① 人の死亡を惹起し  
かつ

② その運営若しく管理の態様が、死亡した者に対して組織体が負担している重要な保護義務を甚だしく懈怠するものであるとき

その組織体につき法人故殺罪が成立する

ただし、右の活動の遂行もしくは管理の態様は、組織体の上級管理者 (senior management) が管理または組織するものでなければならぬ。

(3) 刑罰

罰金（上限なし）

(4) 有罪判決に伴う強制的処分

（救済命令）

裁判所は、有罪判決を言い渡した組織体に対して、犯罪事実の内容やその影響を明確化させ、組織自体の改善処置を一定期間内に実施することを命令することができる。

（公表命令）

裁判所は、有罪判決を言い渡した組織体に対して、判決の内容、犯罪行為の詳細や罰金額などを公表することを命令することができる。

(5) 組織体の負担する保護義務

雇用主として従業員またはサービスを提供する者に対して負う義務  
建物占有者として追う義務

組織的に次の行為をなすことに伴う義務

物品やサービスの提供 建築や営繕行為 一般的な商行為

設備や車両その他の物品を使用または保持する行為

(6) 上級管理者

(a) 組織体全体またはその重要な部分の活動がいかに関管理・組織されるかについて決定を下す者

(b) 組織体全体またはその活動の重要な部分について実際の管理または運営をなす者

(注一) 法人故殺罪については、今井猛嘉「イギリスにおける法人処罰—二〇〇七年法人故殺法」法學志林一〇六卷三号 (二〇〇九年) に詳細な紹介と論評がある。

## 五 法人故殺法立法の経緯

(一) この法人故殺罪を規定する法律の制定については、次のような経緯が存在した。

すなわち、英国では、前世紀末、あいついで大規模な企業災害・事故が発生し、これを契機として、Law Commission (法律委員会) がその規制に積極的な方針を打ち出すことになった。いわゆる自然犯・実質犯に属する Common Law 上の故殺罪の法人版ともいべき Corporate Killing 罪 (法人致死罪) を新設することにより、法人企業の活動上の重大な過誤に起因する生命侵害事犯について法人自体を処罰することを提唱したのである。もつとも、この法律委員会の提案は立法化を見ることなく終わったが、提案の根底にある考え方自体は爾後も受け継がれ、イギリス内務省 (Home Office) によつて二〇〇〇年に提案された Corporate Killing 罪はその好例である。この提案は、右の法律委員会が示した Corporate Killing 罪案をほぼそのまま踏襲したものであつて、その規定は次のとおりであつた。<sup>(注一)(注二)</sup>

(1) 法人は、

(a) 法人による管理上の過誤 (a management failure) が人の死の原因もしくは原因の一つであつて、かつ

(b) その管理上の過誤が、当該状況のもとでその法人に合理的に期待し得るところを著しく下回つてゐる (falling far below what can be reasonably be expected) 場合、corporate killing 罪で処罰される。

(2) 前項に関しては、

(a) 法人の当該活動が遂行ないし企画されたところの態様が、法人に雇用され若しくはその活動によつて影響を受ける者の健康および安全を確保することを怠つてゐる場合、管理上の過誤があるものとし、また、

(b) そのような過誤は、たとえ問題とされる人の死が個人の作為または不作為を直接の原因として生じたものである場合でも、なお、その死の原因とみなすものとする。

(二) 内務省による右のような Corporate Killing 罪案の提案は、法人の責任に関する各種の考え方を背景となされたものである。その責任に関する議論の要は以下のようなものであつた。

まず Common Law 上の故殺罪 (Involuntary Manslaughter) は、Actus Reus のほかに Mens Rea を必要とする。ところで、故殺罪の Mens Rea は、一般的には明白な危険 (Obvious Risk) に対する甚だしい無関心や過度の軽視であるとされ、このような行為者の心的態度ないし心理的・認識的特徴を簡単に無謀 (Subjective Recklessness,

Gross Negligence) と呼んでいるが、この伝統的な故殺罪で法人が有罪とされるためには、法人自身にこのような主観的要素が具備されなければならない。もちろん、法人は自然人と異なり固有の心を持っていないから、このような要素を要求する Common Law 上の犯罪について法人の責任を認めるには、代位責任 (Vicarious Liability) の法理によつて、従業者に成立した犯罪の責任を代位的に引き受けさせることにより有罪とするとか、あるいは判例法上確立されてきた同一視原理 (Principle of Identification) により、一定範囲の上級従業者や役員の Mens Rea を法人のそれと同一視することによつて要件を満足したものとし処罰するしかない。

(三) 他方で代位責任の採用は、比較的軽微な犯罪についてはともかく、故殺罪のような Common Law 上の犯罪をその範疇に取りこむことによつて、たとえば従業者のまったく個人的な犯行や法人が防止に十分意を用いていた場合についてまで処罰を拡大するという歯止めの効かない状況を生み出すおそれがあるという点で、問題を内包している。

例えば先に事例の項で挙げたロンドン近郊の鉄道死傷事故において、直接的な事故原因が運転手の前方不注意の過失にあるとしても、鉄道会社にも設置を義務づけられている自動警報装置の操作方法を運転手に指導していなかったなどの落ち度が存在した。そこで検察官は、実際の過失行為者である列車運転士は当然として、そのほかに、会社と同一視される地位にある役員や従業者などのこの事故に果たした役割を論ずることなく (これら自然人を媒介とすることなく)、鉄道会社自体をのちに述べる Involuntary Manslaughter 罪で直接に起訴するに至った。つまり、同一視の原理には依存しない形で端的な法人帰責を指摘したわけである。

第一審はこの検察官の主張を排斥し、「同一視できる自然人の媒介なくしては、肉体も心も持たない法人は犯

罪をなしえない」として、検察官の主張を排斥し鉄道会社を無罪としている。検察官が同一視の原理を避けた背景には、同一視できるだけの個人の特定とその主観的要素の立証に伴う困難が実務上存在するからに他ならない。

(四) また同一視原理は、法人の責任が一定の従業者や役員<sup>(注一)</sup>の責任から派生するという性質(派生責任—Derivative Liability)から脱却できていない点で問題を残している。つまり有罪判決を得るためには、右の鉄道事故の無罪判決にも明らかなどおり、まずこれらの個人が特定され、その個人について Actus Reus と Mens Rea が立証される<sup>(注二)</sup>ことが不可欠であり、それが果たされないかぎり法人の責任もまた成立せず、この考え方は立証上のこの困難から自由でないという実務上の欠陥を持っている。そしてこの点は、集合の理論 (The Doctrine of Aggregation) を採用することによって改善されるか疑問とされる<sup>(注三)</sup>。

そこでこの Corporate Killing 罪は、法人の責任を、そこに所属する従業者など個人の過失ではなく法人自身の「管理上の過誤 (a management failure)」に基づいて生じるものとし、同時にその管理上の過誤が含む結果発生への危険性についての認識ないし認識の可能性、評価など自然人の犯罪で要求される Mens Rea を成立要件から外し、<sup>(注四)</sup>それに代えて「管理上の過誤」が一般的な水準を著しく下回っているという客観的要件に切り替え、個人の特<sup>(注五)</sup>定や Mens Rea 立証の困難を回避したわけである。

(注一) この論文は右の法人故殺罪を主題とするものであるが、この故殺罪は英国内務省が二〇〇〇年に発表した Corporate Killing 罪草案と沿革上の関係が密接である。そして筆者はこの内務省の草案に関して二〇〇七年に論文を発表しており「企業活動に伴う死傷事故と法人の刑責—イギリス内務省 Corporate Killing 罪草案を素材として—」法学紀要四八巻(二〇〇六年)、主題の類似性のためこの論文では資料ないし説明を Corporate Killing 罪の論文から引用する方法を採用することとし

た。その点を御了解頂きたい。

(注二) Law Commission Report No.237 : Legislative Criminal Code Involuntary Manslaughter

このレポート No.237は非意図的致死行為であるすべての種類の故殺罪を網羅するものであるが、なかでも法人の活動に伴う死亡事故に関する罰が重要な内容となっている。また、このレポート自体も、一九九四年に同委員会が発表した故殺罪に関するレポート No.135の後を受けたものであった。

また内務省草案については Reforming the Law of Involuntary Manslaughter : The Governments Proposals : Involuntary Homicide Bill 2000.

(注三) 集合の理論とは、法人の従業者や役員のうち特定の個人の過失が犯罪の成立要件として十分でなくても、数名の者のそれが結合されることによって全体的に犯罪の成立に十分なものになるならば、それをもって法人としての *Mens Rea* が満足されるという考え方である。

(注四) 法律委員会が提案した自然人を行為者に予定する非故意致死罪

*Reckless Killing* 罪と *Killing by Gross Carelessness* 罪の二種類がある。人の死を非意図的に惹起する点で変わらないが、前者は、行為者が当該行為が人の死、ないし重大な傷害を結果する危険を有することの認識を有していながら、合理的な理由なくその危険を犯してしまった場合であり、また後者は、その認識が行為者にはなかったが、通常人には危険性が明かである行為者にも認識可能であり、あわせて行為者の行為がその行為状況に照らし合理的に要求される水準を遥かに下回っているか、あるいはその行為により人の身体に対する傷害を意図し、もしくは犯罪に該当する傷害を齎す危険を認識しながら、その危険を合理的な理由なく冒した場合である。何れの罪も、行為者における行為の危険性の認識や認識可能性、あるいはその余の主観的要素が *Mens Rea* として要求されており、その点で法人を主体とする *Corporate Killing* 罪と対照的である。

## 六 法律委員会における検討

(一) もともと英国は、アメリカ合衆国と共に法人組織に対する処罰を非常に早くから認めた国であった。

一九世紀に入つて、まず道路や橋などの公共施設を維持する義務を負担している私法人の義務不履行 (nonfeasance) や不完全履行 (misfeasance) が、本来的に法人に馴染まないとされてきた犯罪の主観的・心理的要素である Mens Rea を必要としないが故に精神をもたない法人にもおこなうる犯罪として処罰の対象となり、やがて二〇世紀前半までには Public Welfare Offenses などメンズ・レアを必要としない制定法上の犯罪にこれが拡張され、従業者のなした違反行為について法人自体を処罰することが一般化されるに至つた。但し、これらの犯罪は代位責任 (Vicarious Liability) か厳格責任 (Strict Liability) の適用される特殊な犯罪で、Mens Rea を要求する Common Law 上の犯罪ではなかつた。

ところが、一九四四年、王座裁判所は、Common Law 上の軽罪である詐欺の共謀罪に法人である会社とその役員とともに問われた事件 (Rex v. I.C.Haulage, Ltd. — 注1) ほか二件の事件で、同一視原理 (Principle of Identification) をはじめて採用し、法人が Mens Rea を要件とする犯罪をおこなうことができる旨を認め、法人の処罰に関して画期的な一步を踏み出した。

そして、一九六〇年代、この同一視の原理が House of Lords の判例上も確立されるに至り、法人の犯罪能力を基礎付ける法理として不動のものとなつたのである。

(二) 同一視の原理とは、すでに説明してきたように法人企業体のある一定以上の権限をもつ役員・従業者の行

為と意思を、法人それ自体の行為および意思と同一視する考え方である。法律的には、これら一定の役職者の行為と意思が、そのまま法人のそれと評価されるということ、そのかぎりで精神のない法人も *Mens Rea* を持ちうることになる。もちろんこれは法律上のフィクションに他ならないが、その正当性は、一九五七年、民事事件である *Bolton* 事件において、デニング判事 (*Lord Denning*) により次のような見解、すなわち、

「法人組織は、多くの面で人間の身体に近似している。それは、全体の行動をコントロールする『頭脳』と中枢神経組織』を持つている。そしてまた、中枢からの指令に基づいて道具を使ったり行為をなしたりして一定の効果を生み出すところの『手』を備えている。法人組織に属する人々は単なる使用人や職員であって『手』の存在に止まり、法人の心や意思を代表するものではないが、取締役や支配人は法人組織を支配する心と意思を代表し、それが何をするかをコントロールする存在である。これら取締役や支配人の意思は、すなわち法人組織自身のそれに他ならない。」

という見解のもとに、上級裁判所ではじめて表明された。そして、このデニング卿の見解は、刑事事件である一九七二年の *Tesco Supermarkets* 事件についての *House of Lord* 判決において、刑事法の領域においても妥当するものとして全面的に援用されるに至ったのである。

この *Tesco Supermarkets* 事件は、数多い支店を要する大規模スーパーマーケット会社において、ある支店の支店長が果たして法人企業と同一視しうる地位にある従業者といえるかどうか争点となったもので、*House of Lords* はこれを否定的に解したが、ともあれこの事件を嚆矢とする同一視の原理の刑事法領域への導入により、*Actus Reus* の *Mens Rea* を要求する *Common Law* 上の犯罪についても、原則として法人に犯罪能力が認め

られることになった。同時に、理論的には、この原理のもとで、法人企業の業務に伴う人身事故や災害については、企業それ自体に対して Involuntary Manslaughter 罪を適用してこれを規制する途が開かれることとなったのである。

(三) しかしながら、こうして確立された同一視の原理は、現実の事件において法人企業の刑事責任を追及していく上で、かなり大きな弱点をもつものでもあることは、何回も言及したところである。法人企業に責任を帰着させるには、その前提として、自然人である行為者が特定されなければならず、この行為者が組織内で占める地位の如何によって同一視の可否が決定され、それによって法人の責任の有無が左右されるのだから、行意者が特定できないかぎり法人への帰責もまた論じられないという点である。法人企業の複雑な機構と、事故や被害発生の機序についての複数の部署や担当者の関与が常態となっている現代の企業構造・活動の実態のなかでは、この自然人である原因者（行為者）を割り出すことが容易であるとは限らない。むしろ、それには相当の困難が常に付きまとうといってもいいであろう。そして、この同一視の原理による法人企業への帰責は、そのような個人の割出しに失敗すると、たちまち無力なものになってしまうという脆弱性を内包しているのである。

そしてまた、原理上当然のことであるが、自然人たる原因者（行為者）が法人と同一視できるだけの地位者、つまり一定以上の権限を持つ役員や従業者でなければならず（現実にはその者が起訴されることは必要ではない）、そのような地位にない場合は、いかに大規模かつ悲惨な事故であつても、また悪質な過失事犯であつても、法人企業の責任は生じないで終わる。企業の規模が大きければ大きいほど、幹部は経営サイドに傾斜して、事故が問題となるような現場のことに関知しないのが通例であるから、大企業になるにつれ法人自体への責任追求は稀となる。

このことは、外部にいる法律専門家以外の人々の目には、会社が大きければ大きいほど、あるいは幹部が安全管理に無関心で、これを現場任せにしていればいるほど、会社は責任を免れることになるのだと映り、強い不信や批判を招く結果となる可能性もある。

(四) 前記のように法律委員会が、法人企業に対する Manslaughter 罪適用を推進する方向へと進路をとった背景には、このように判例法上認められ確立されるに至った法人組織への刑事責任の帰着の根幹にある同一視の原理が、実務的には必ずしも信頼しうるものと認識されなかったことがあるのかもしれない。

ちなみに法律委員会が、法人に対する Manslaughter 罪適用の必要を説く根拠として挙げたのは、次の諸点であつたとされている。

(a) 法人企業が Manslaughter 罪の刑責を問われることを明らかにして、法律に対する社会的不信、とくに最近の法律は大企業の幹部が責任逃れをしていることを黙認しているという不信を払拭する。

(b) 法をより常識的なものとし、法人が専門的な技巧で訴追や有罪から逃れるという印象を払拭する。

(c) 実際には一個人の過失で人の死が生じるのは稀で、多くはシステムの失敗から発生する。もちろん個人の不注意は結果の発生に寄与的でありうるし、ときには決定的でもあるが、それも会社の不十分な機構が生み出す現象であつて、現在の Manslaughter 罪は、この現実を忠実に反映するものになっていない(責任が個人の方にしわ寄せられている)。

(d) Manslaughter 罪による有罪は、H S W A (Health and Safety at Work Act 1974 ≡ 労働安全衛生法) に比較して、より強力な抑止効果を持つ。

(e) 法人企業に対しては、修復的命命などあらたなスタイルの処分を用意して、効果を期待することができる。

(f) H S W A上の罪にとって人の死や重大な傷害の発生は重要なこととされておらず、罰金額も十分でない。例えばMagistrates' Courtが管轄権を有するという点でも不十分である(同裁判所の罰金の多額は二万ポンド)。

## 七 法人故殺罪の評価

(一) とくに英国について詳しく述べて来たように、法人の刑事責任をいかに基礎づけるかはいろいろの考え方がありうるし、先述したとおりどこの法域においても刑法学の大きな論点の一つになっている。それらの説の比較は、もちろん大切であるが、法人故殺罪を生み出すに至った法人故殺法の制定の過程は、その責任根拠についての議論もさることながら、むしろ人身被害という現象への挑戦であり取り組みの努力であったと表現してもよいとおもわれる。

(二) 法律委員会の法人組織に対するManslaughter罪適用の意欲は、それが数年を経て内務省によるCorporate Killing罪(案)として引き継がれたことから見ても、相当に強力かつ時宜を得たものであったと評価できるが、このような法人組織の活動から生ずる人身への加害に対して、傍観することなく何らかの措置を講じようとする国や学界の柔軟で強力な取り組みを可能にするものが、その社会の活力なのだろう。

法人故殺罪は、法律委員会あるいは内務省の計画ないし意図した立法や処罰条文と細かい点で相違のあること

は否定できないし、実務上の有効性が理論よりも優先されている感じも残るかもしれない。しかしながら、故殺罪が有罪判決の付随的処分として認めた「救済命令」と「公表命令」は、上限のない「罰金」よりも社会的制裁として強力な手段である。陪審員が組織体の義務違反性を判断する面と合わせ、法人に対しては非常に強い抑止力として働くであろう。

この点で、この故殺法の立法ないし法人故殺罪の創設は、法人処罰の歴史の上で特記すべき出来事であると考える。

(三) 法人は、間違いなく「モノ」であって「ヒト」ではない。生産手段である財貨が「ヒト」の手を借りて機能するだけで、分類上は「モノ」という本質に変わりはない。法律は、社会的な有用性に着目してこの「モノ」に人格を付与し法人と呼ぶことにした。それはローマ時代に遡るといわれている。ヨーロッパ中世には都市・僧院・大学・ギルドなどが法人格を取得し、また権利・義務の主体となる有利さからオランダやイギリスの東インド会社など地球を横断する大規模な商業活動に従事する商業組織が法人格を取得した。そしてそのようにして法人化した組織は、人類の歩みと軌を一にして華々しく活躍の場を広げてきた。

しかしながら、それをもって法人が「モノ」である本質を脱するわけではない。法人はあくまで制度上の存在にすぎず、それに「人格」を付与したのは人間である。その属性は、同様に人間が決めればよい。法人に「犯罪能力があるか」という問いかけは誤りで、正しくは「犯罪能力を与えるべきか」なのである。

英国での法人故殺罪の誕生は、制度の所産としての「法人」を見据えながら、なお実利的な犯罪抑止の目的を追求せんとする地道な努力の成果であると考ええる。